

第10回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 議事概要

日 時 : 平成28年6月3日(金) 13:30~15:00

場 所 : 中央合同庁舎第3号館11階 特別会議室

出席委員 : 山内委員長、酒井委員長代理、安部委員、植竹委員、加藤委員、興津委員、河野委員、住野委員、松田委員、三浦委員、上杉委員(代理出席)

議事次第に沿って、事務局から資料の説明後、意見交換が行われた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

- 国やバス事業者等が今回の対策をしっかりと実行する必要。
- 「このような悲惨な事故を二度と起こさない」との強い言葉が入っていて良い。
- 緑ナンバーである以上、安全性を担保する必要。
- 新たに実施する対策をしっかりと地方運輸局等にも伝え、効果的なものにする必要。
- 消費者が取り組めることとしては、①シートベルトを着用すること、②ツアーの安全性をチェックすること、③バスツアーに適正な料金を支払うこと、の3点が挙げられる。
- 基準を遵守しているバス事業者だけに事務負担が生ずることの無いようにする必要。
- 参入時の要件の厳格化として、台数制限・車齢制限についても将来的に検討する必要。
- 新運賃制度によって運賃の高くなった分が安全投資に使われているか、利用者に見えるようにする必要。
- すべての旅行業者がセーフティマークを取得しているバスを利用するのは現状では困難であり、取得率の向上が必要。
- パンフレット等への情報掲載について、何をもちいてバスの安全性を「同等」とするか、利用者にも伝わる基準とする必要。
- すべての緑ナンバーのバスが同じ安全性というわけではないので、旅行業者も判断して、利用者に情報提供をする必要。
- 独自に設定した安全基準を満たしているバス会社としか契約しないとする旅行業者もあり、このような取組を進めてほしい。
- 現状ではランドオペレーターの実態が不明確であり、しっかりと対策を取る必要。
- 関越道ツアーバス事故時の対策の漏れが今回の対策で埋まったのでは。今回の対策により、業界の構造改革が進むと思う。
- 安全投資計画のチェックなど、地方運輸局等の新たな事務も発生するので、運用に慣れておく必要。
- 事故原因が判明した段階で、本委員会において対策に不足がないか改めて検討する必要。

総合的な対策のとりまとめについては、委員長に一任された。

以上